

## 市立小学校における小学校指導要録抄本の所在不明について

市立東門前小学校において、令和5年度6学年児童158名のうち111名分の小学校指導要録抄本（以下「抄本」という。）が所在不明となっており、搜索を継続しているところですが、4月12日（金）現在、発見されておりませんので、御報告いたします。

なお、抄本については、児童等の学習及び健康の状況を記録した書類を一部抜粋したもので、児童等が進学した際に進学先へ送付することが、学校教育法施行規則第24条2項により定められているものですが、所在不明となった児童分の抄本については、再作成し進学先の学校へ送付しており、また、現時点で個人情報の流出は確認されておりません。

### 1 事案の経緯

#### (1) 学校名

川崎市立東門前小学校

所在地 川崎市川崎区東門前3-4-6 児童数 745名

令和6年3月26日（発生時）校長

きた りょうすけ  
北 良 介  
いまの ただし  
今野 忠

令和6年4月1日現在校長

#### (2) 所在不明の書類

小学校児童指導要録抄本 111名分

##### 【抄本に記載している個人情報】

- ア 児童氏名、現住所、性別、生年月日、卒業年月日
- イ 教科の評価及び評定
- ウ 6学年の行動の記録
- エ 6学年の特別の教科（道徳）における学習状況及び道徳性に係る成長の様子
- オ 6学年の総合的な学習の時間の記録
- カ 6学年の特別活動の記録
- キ 6学年の総合所見及び指導上参考となる諸事項
- ク 6学年の出欠の記録

#### (3) 経過

- 3月26日（火）令和5年度の6学年担任5名が児童の進学先の中学校へ送付する書類の確認作業等を行う準備のため、会議室の金庫から児童111名分の抄本を取り出し同室机の上に置いた後、5名で作業中に机上から見当たらなくなったことに気づき、会議室や校長室、職員室等を搜索しましたが、発見できなかったため学年主任から校長及び教頭へ報告
- 27日（水）校長が教育委員会事務局（以下「事務局」という。）へ報告。事務局から搜索の継続と搜索範囲の拡大、ごみやシュレッダーの廃棄の停止を指示
- 29日（金）当該校の教職員全員で搜索しましたが発見できず、校長から事務局へ報告  
事務局が学校訪問し状況確認  
校長から当該校の教職員全員へ自宅等の搜索を指示
- 4月 1日（月）～9日（火）搜索継続と経過確認
- 10日（水）当該校から当該学年全保護者へ連絡し、謝罪及び経過の説明
- 11日（木）川崎警察署へ遺失届を提出
- 12日（金）当該校で保護者説明会開催

### 2 今後の対応及び再発防止策

- (1) 今後も搜索を継続いたします。
- (2) 校長会議で、全市立学校に対し再発防止に向けた個人情報を含む書類の厳正な管理を徹底するよう周知いたします。
- (3) 市立学校間の抄本の送付については、現状の紙書類から電子化による対応の検討を進めます。

【問合せ先】 川崎市教育委員会事務局学校教育部指導課 新田  
電話 044-200-3284